

## 要請書 東京高等裁判所第4刑事部御中

2012年11月1日

### 一審無罪のゴビンダさんを再勾留し、逆転有罪にした 東京高裁の誤りを正さずに、再審無罪はありません。

貴裁判所は、さる10月29日に開かれたゴビンダ・プラサド・マイナリさんの再審公判において、検察、弁護双方在提出した証拠を取調べ、来る11月7日に判決を言い渡すことを決定しました。

この公判では、ゴビンダさん以外の第三者が被害者を殺害したとの合理的疑いを払拭できない数々の証拠が提出され、検察官も「被告人は無罪」との主張を行いました。

したがって、第1審東京地裁の無罪判決を覆した、東京高裁第4刑事部（高木俊夫裁判長）の原控訴審判決を再度覆し、貴裁判所が「本件控訴を棄却する」との判決を下すことは、誰の目にも明かです。

しかし、「被告人は無罪」との判決を維持するだけでは、事件発生から15年以上にわたってゴビンダさんの自由と尊厳を、国家権力によって奪ってきたことを、到底償いえないこともまた自明です。

再審第1回公判で弁護団がこもごも指摘した通り、第1審判決は、「有罪に合理的疑いが残る限りは、無罪」という刑事裁判の鉄則を遵守したものであり、それ故に「無辜を処罰しない」という裁判所の役割を立派に果たし得たものです。にもかかわらず、検察官は何らの新しい証拠もないまま控訴し、ゴビンダさんを苦しめつづける元凶を作りました。まず、検察官が控訴したこと自体の誤りが、強く指弾されなければなりません。

しかし同時に、こうした検察の理由なき控訴を鵜呑みにし、無罪の被告人を職権により再勾留した上で逆転有罪とした東京高裁の誤りは、さらに重大なものです。その事実認定は、有罪の根拠とした7つの間接事実の全てにわたって完全に誤りであったことは、今や反論の余地のない事実です。

検察のいうように「新証拠により、証拠構造が変化した」というのは、1審判決が旧証拠のみで正しい結論に到達していた、という事実を前にしては、言い訳にもなりません。

再審請求審において、貴裁判所は、検察が長年隠し続けてきた証拠の開示を強く働きかけ、その結果、検察官さえ無罪を主張せざるを得ないまでに真実に近づきました。

その大きな成果を守るためにも、来る11月7日の判決では、検察官控訴を鵜呑みにし、被告人の有罪に残る合理的疑いを無視・否定した原審の誤りに明確に言及し、裁判所自らの検証と是正の意志を示すとともに、ゴビンダさんに謝罪すべきです。

そうしてこそ、ゴビンダさんが被った長い苦難も初めて意味をもち得るものと信じます。

**無実のゴビンダさんを支える会** <http://www.jca.apc.org/govinda/>  
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付

**日本国民救援会中央本部** <http://kyuenkai.org/>  
〒113-0034 東京都文京区湯島24-4 平和と労働センター・全労連会館 5F